

小山工業高等専門学校ホームページ管理及び運用に関する要項

制 定 平成 26 年 11 月 12 日

最終改正 令和 5 年 3 月 2 8 日

(目的)

第 1 条 小山工業高等専門学校ホームページ（以下「ホームページ」という。）は、本校の教育研究活動等を広く本校内外に情報を提供することにより、本校に対する理解の促進に資することを目的とする。

(管理・運用)

第 2 条 ホームページの管理・運用は、情報科学教育研究センター等との連携の下に、広報戦略室が行うものとする。

2 ホームページの適切な管理及び運用等を行うため、別表により各項目にホームページの管理者（以下「管理者」という。）を置く。

3 ホームページのサーバーの管理を行うため、サーバー管理者を置き、広報戦略室長をもって充てる。

4 項目内の情報は、管理者及び管理者から項目内の情報の作成等に関する委嘱された教職員（以下「管理者等」という。）が、自らの責任のもとに作成の上、ホームページのサーバーに入力し行うものとする。

5 本校内外の他のウェブページ等にリンクを行う場合は、広報戦略室の承認を経るものとする。

6 項目の新規開設及び廃止を行う場合は、広報戦略室にその旨申請し、広報戦略室による審査を経なければならない。

7 情報の更新については、管理者等の責任において行う。

(遵守事項)

第 3 条 ホームページに情報を掲載し、又はリンクする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

一 情報内容については、教育研究機関としてふさわしいものとし、情報の正確さ、新しさに留意するものとする。

二 項目管理者等は、問い合わせ先のメールアドレス等を明記することにより、情報の管理に責任を持つとともに、その内容に係る照会に対応しなければならない。

(禁止事項)

第 4 条 ホームページには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

一 法律等に違反する情報

二 個人、団体、組織等の財産、正当な権利、利益、名誉、信用等を損なうおそれのある情報

三 個人、団体、組織等を誹謗又は中傷する情報

四 政治的な宣伝に関する情報

五 宗教の宣伝又は布教に関する情報

六 営利を目的とした情報

七 虚偽の情報又はデマ

八 個人のプライバシーの侵害に関する情報

九 公序良俗に反する情報

十 その他本校の管理・運営に著しい障害を生じさせるおそれのある情報

2 ホームページを管理する広報戦略室は、リンクしたページに前項に規定する禁止情報が掲載されていることを認めた場合は、責任者に対し、情報の掲載の中止又は情報内容の修正を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに当該ページのリンクを解除し、情報の公開を中止した後、管理者に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この管理・運用方針に定めるもののほか、ホームページの管理・運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年9月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年3月28日から施行する。